



# シニアのひろば



## 「緊急コールシステム」 「家具転倒防止器具の取り付け」

市では高齢者世帯の方が安心して暮らせるように福祉サービスを実施しています。今回は、「緊急コールシステム」と「家具転倒防止器具の取り付け」の紹介をします。

### ◆緊急コールシステム

#### 【対象】

おおむね65歳以上のひとり暮らし、または65歳以上のみの世帯など

#### 【内容】

ボタンを押すと自動的に消防署に救急通報する緊急機器一式を貸与します。(緊急通報時は、名前、住所など事前登録してあるものが消防署のモニターに表示されます。)

#### 【利用料】

機器設置および撤去に係る費用は市が負担します。

救急通報時の通話料は、利用者に負担していただきます。

#### 【申込】

申請書に必要な事項を記入の上、高齢福

祉課、赤羽根市民センター、渥美支所  
市民生活課へ提出

※申請書は市HPからダウンロード可

#### 【注意】

・対象は固定電話が設置されている方に限ります。

・貸与機器を紛失または破損させた場合、購入・修理などの費用を負担していただきます。

### 高齢者のみの

#### 暮らしで緊急時

の連絡など不安がある方は、お気軽にご相談ください。



### ◆家具転倒防止器具の取り付け

#### 【対象】

市内在住の65歳以上のひとり暮らし、または65歳以上のみの世帯

#### 【内容】

寝室・居間などに置かれた家具(タンス・食器棚など)に器具を取り付け固

定します。

※取り付けはシルバー人材センターに委託

#### 【利用料】

1対象世帯あたり1万円以内を無償とします。ただし、超過分は申請者に負担していただきます。

#### 【申込】

申請書、確約書、賃貸人の承諾書(借家などの場合)に必要な事項を記入の上、高齢福祉課へ提出。

※申請書は市HPからダウンロード可

#### 【注意事項】

・取り付けは家具など4組までです。  
・必ず取り付け前に申請書を提出してください。

・器具の設置が完了している世帯、同一敷地、または隣接敷地に親族が居住している場合は対象外です。

地震災害時には家具の転倒が心配されます。この制度を利用し、非常時の安全確保に備えてください。

#### ▼高齢福祉課

☎ 23・4654 FAX 23・3545

⑩ 1003707